

令和２年美浦村告示第１２８号

令和２年第４回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年１１月９日

美浦村長 中 島 栄

記

１．期 日 令和２年１２月８日

２．場 所 美浦村議会議場

令和2年美浦村議会第4回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	1 2 月 8 日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	1 2 月 9 日	水	○総務常任委員会（議案調査） ○厚生文教常任委員会（議案調査）
3	1 2 月 1 0 日	木	○議案調査
4	1 2 月 1 1 日	金	○議案調査
5	1 2 月 1 2 日	土	○議案調査
6	1 2 月 1 3 日	日	○議案調査
7	1 2 月 1 4 日	月	○議案調査
8	1 2 月 1 5 日	火	○議案調査
9	1 2 月 1 6 日	水	○本会議 ・一般質問
10	1 2 月 1 7 日	木	○議案調査
11	1 2 月 1 8 日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 (閉会)

**令和 2 年第 4 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号**

令和 2 年 1 2 月 8 日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 1 号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

議案第 2 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 令和 2 年度美浦村一般会計補正予算 (第 7 号)

議案第 8 号 令和 2 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 9 号 令和 2 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 10 号 令和 2 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第 11 号 令和 2 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	飯 田 洋 司 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	富 永	保 君
総 務 部	長	平 野	芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田	正 己 君
経 済 建 設 部	長	濱 田	勘 木 君
教 育 次	長	木 鉛	昌 夫 君
総 務 課	長	青 野	克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野	眞 照 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

第4回定例会へのご参集、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、コロナ禍の中での議会であります。3密をはじめ、十分な対策をとり、議会を開いてきますので皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきます。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和2年も12月に入り、朝夕の寒さは一段と身にしみる時節となつてまいりました。議員各位には、第4回美浦村議会定例会にご参集をいただき、ご苦労さまでございます。

令和2年を振り返りますと、各自治体は、コロナの感染対策予防に明け暮れた感じ

がいたします。コロナ対策では、3月に全国一斉の学校休業に始まり、国民には外出自粛を要請したりいたしました。きょう12月8日、ちなみに、中国で新型コロナの最初の発症が確認されたのが、今年のきょう、8日でございます。きょうで1年になるわけでございますが、そういう報道が新聞の中で発表されております。国内の経済活動を活性化するために、政府はG o T o トラベルやG o T o E a tを進めると先日までに、昨日までですね、全国で16万4,346人の感染者が、また、茨城県では1,844人、美浦村でも10人の感染者が報告をされております。そんなコロナ禍の中、議員各位には師走の行事多き中、議員活動に多忙を極めていることに感謝申し上げます。インフルエンザもはやる時節でありますので、各自ご自愛いただき、村政発展にご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

政府には、国内の各事業者がコロナの影響を受けているのであれば、ワクチンの承認がされ、感染の終息が見られるまで各事業者の持続化給付金の再交付も視野に入れていただき、事業の縮小や従業員の解雇などにも影響が出てこないことを望みたいものであります。

茨城県の魅力度アップに関しましては、今年度は42位と、最下位を脱しましたが、まだまだ茨城の魅力が発揮されていないと思います。市町村の果たす役割や期待できるような特色も、県から発信していただければ幸いです。当然、美浦村も企画をして参加をしてまいりたいと思います。

村においては、第3回の統合小学校の協議が11月24日に行われ、美浦中学校の敷地に建設可能であるとの意見が示されました。次のステップには、事業規模や予算の概要が示されれば、さらに前進できるものと思います。今後は、建設に向けて委員会を立ち上げ、内容を詰めていただきたいと思います。

今定例会の提出案件は、諮問第1号で、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議案第1号で、美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が1件、議案第2号で、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第3号で、美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で、美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で、美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で、令和2年度美浦村一般会計補正予算（第7号）が1件、議案第8号で、令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第9号で、令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第10号で、令和2年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）が1件、議案第11号で、令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）が1件の、12案件でございます。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶と

いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

7番議員 塚 本 光 司 君

8番議員 岡 沢 清 君

9番議員 飯 田 洋 司 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から18日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明申し上げます。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により3人の方が法務大臣より委嘱を受け活動されております。このたび、内田光子氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となりますことから、令和6年3月31日までの再任をお願いするものであります。

内田氏は、人権擁護委員として、職務に意欲的に取り組んでこられました。人権尊重・思想の普及高揚を図るべく、地域住民の方々の相談やイベント会場での啓発活動、次代を担う小中学生を対象とした人権教室など、さまざまな活動をされてきたところであります。

これらの労をいとわないご活躍を思いますとき、人権擁護委員として適任であるとの考えから、引き続きその候補者として推薦したいと提案申し上げるものであります。

内田氏は、美浦村大谷にお住まいで、昭和22年3月15日生まれ、現在73歳でありま

す。昭和42年3月に日本体育大学女子短期大学体育科を卒業され、同年5月に学校教諭として土浦市立土浦第四中学校に勤務されてから、平成19年3月31日の定年退職までの間、県南地域の公立中学校8校に勤務し、40年にわたり子供たちと向き合い、人権を尊重し、熱意を持って教育に力を注いでこられました。

退職後も公立中学校の非常勤講師として約5年間勤務され、また、地域活動にも意欲的に参加され、平成24年4月から人権擁護委員として活動されております。

識見が高く、地域に精通した、人望も厚い、人権尊重・思想の普及のため、積極的に活動いただける方であります。

以上のことから、議会の意見をいただき、法務大臣に推薦いたしたいと考えますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は適任と認めることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例から、日程第14 議案第11号 令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）までの、11議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第11号まで、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、ご説明申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本村の議会

議員の選挙及び村長選挙における選挙運動費用の一部を公費負担することとなりましたので、必要事項を定め、条例を制定するものであります。

続きまして、議案第2号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、有害鳥獣による農産物被害を軽減させるため、捕獲従事者の拡大を目的として、新たに美浦村鳥獣被害防止対策協議会を設置し、委員報酬及び費用弁償について定めるものであります。

なお、当該条例を含め、今議会に提案している条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第3号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、美浦村後期高齢者医療に関する条例について、地方税法施行令の改正に合わせて一部改正を行うものです。

改正の概要としましては、地方税における延滞金の割合の見直しに伴う改正となっております。

続きまして、議案第4号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス傷病手当金支給に関わる適用期間を延長することにより、6月に公布した美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、適用期間の部分の改正を行うものです。

改正の内容としましては、期間の延長に早期対応できるよう具体的な日にちは設けず、施行規則に定めるものとしております。

続きまして、議案第5号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、美浦村国民健康保険税条例について、地方税法施行令の改正に合わせて一部改正を行うものです。

改正の概要としましては、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し等となっております。

続きまして、議案第6号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、地方税法施行令の改正により、議案第3号と同様の改正を行うものです。

続きまして、議案第7号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額ですが、歳入歳出それぞれ1億4,494万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億6,718万1,000円とするものです。

今回の補正予算は、今年度実績等を勘案した各事業費の増減調整及び緊急性を要する事業等につきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託料等について、18ページから19ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財政調整基金費では、コロナウイルスによる事業未実施等により余剰金が発生したため、2,806万7,000円を計上しております。

次に、企画費のふるさと応援寄附金事業費では、総額1,842万6,000円の増額補正をお願いしております。

次のページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

学校施設建設基金費の学校施設建設基金費では、積立金で3,000万円の増額補正をお願いしております。

次に、ふるさと応援基金費のふるさと応援基金費では、積立金の3,500万円の増額補正をお願いしております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、社会福祉事務費で、村社会福祉協議会への補助金として557万4,000円の増額補正をお願いしております。

次に26ページをお開きいただきたいと思います。

障がい者福祉費では、障がい児通所給付事業費で、障がい児通所給付費として1,172万円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、国庫支出金を2分の1、県支出金を4分の1充当しております。

次に、後期高齢者医療給付費では、後期高齢者医療特別会計繰出金で、法定分の繰出金676万2,000円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、県支出金を4分の3充当しております。

続いて、衛生費について申し上げます。

次のページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の予防費では、新型コロナ感染防止対策事業で、ウイルス検査委託料等として総額687万8,000円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、国庫支出金及び自己負担金を充当しております。

続いて、商工費について申し上げます。

商工費の商工振興費では、新型コロナ対策地域経済活性化事業で、アマビエ登録事業者支援金として500万円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、全額、地域企業活力向上応援事業費補助金を充当しております。

続きまして、教育費について申し上げます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

社会教育費の公民館費では、みほ産業文化・スポーツフェスティバル事業費で、コロナウイルスにより事業が未実施となったため、545万円の減額補正をお願いしております。

続きまして、歳入予算について、ご説明申し上げます。

前に戻っていただき、22ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、国庫支出金及び県支出金等については、それぞれの歳出予算の中で説明いたしました、障がい児通所給付事業の財源となる負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の財源となる負担金、新型コロナ対策地域経済活性化事業等の補助金が主なものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に、寄附金について申し上げます。

一般寄附金では、日本中央競馬会から6,000万円、JRAファシリティーズ株式会社から300万円の寄附金を計上しております。

次の指定寄附金では、美浦村ふるさと応援寄附金で、PRを強化したこと等により増収が見込まれるため、3,500万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、電気事業会計繰入金で、令和元年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において一般会計へ繰出金として議決をいただいた3,544万円の計上をいたしております。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分としまして、1,781万3,000円の減額補正を行っております。

最後に、諸収入について申し上げます。

雑入では、茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金で令和元年度の精算金924万8,000円、茨城県町村会より、町村が実施する事業の円滑な推進を目的と

した茨城県町村会事業推進交付金300万円の計上をいたしております。

続きまして、議案第8号 令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ54万3,000円を増額しまして、予算総額を12億9,739万1,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出について申し上げます。

46ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費、総務管理費、一般管理費において、職員給与関係経費に、職員手当の変更により9万5,000円、介護保険事務費の委託料に、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料として33万円を、それぞれ増額しております。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金、第1号被保険者保険料還付金に、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者の過年度分の保険料減免を行うため、11万8,000円を増額計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入について、ご説明申し上げます。

45ページにお戻りください。

初めに、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料及び普通徴収保険料について、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者の保険料減免分として、合わせて75万4,000円を減額計上しております。

この減免に対しましては、過年度分の保険料11万8,000円と合わせた87万2,000円の補助金として、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金の特別調整交付金で34万9,000円を、介護保険災害等臨時特例補助金で52万3,000円を計上しております。

次に、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金では、介護報酬改定に伴うシステム改修費用の補助として、16万5,000円を計上しております。

次に、繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金について、総務費の職員給与関係経費、介護保険事務費に対する繰入金として26万円を増額計上しております。

続きまして、議案第9号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

54ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1億6,857万5,000円とするものです。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明いたします。

60ページを開いていただきたいと思います。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、今年度の納付金額が決定したため、差額676万2,000円の補正をお願いするものです。

続きまして、59ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について、ご説明申し上げます。

この繰入金については、先ほどの歳出、納付金の財源となっているため、同額の補正をするものです。

続きまして、議案第10号 令和2年度水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

61ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の資本的収入及び支出につきまして、支出の建設改良費で656万7,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして、ご説明申し上げます。

64ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出予算につきまして、ご説明申し上げます。

建設改良費の工事請負費で656万7,000円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、国道125号線の旧道とバイパスが交差する地域交流館みほふれ愛プラザ前の美浦村役場東交差点改良に伴う水道管移設工事費であります。

続きまして、議案第11号 令和2年度下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

65ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の営業外収益で900万円、支出の営業費用で1,649万2,000円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の補助金で2,995万円の増額をお願いしております。

また、第4条の債務負担行為では、次のページの表のとおり9,185万9,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして、ご説明申し上げます。

72ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして、ご説明申し上げます。

営業費用の補助金で1,086万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、下水道の接続支援事業補助金でございまして、接続件数が当初の予想より多かったことにより補助金が不足したため、増額補正をお願いしております。

さらに、営業費用の修繕費で農業集落排水の管渠及び処理場の修繕にかかる費用分として563万2,000円の増額補正をお願いしております。

次に、収入予算につきまして、ご説明申し上げます。

71ページに戻っていただきたいと思います。

営業外収益の県補助金で900万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、下水道の接続支援事業補助金の県補助分について増額の申請を行い、確定したため増額補正をお願いするものです。

次に、資本金収入について、ご説明申し上げます。

73ページをお開きいただきたいと思います。

収入の補助金の国庫補助金で2,995万円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、令和2年度分の管渠整備に関する社会資本整備総合交付金の額が決定したため、その分について増額補正をお願いするものであります。

以上、議案第1号から議案第11号について、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には、続いての提案理由の説明、大変お疲れさまでした。

以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時35分 散会

**令和２年第４回
美浦村議会定例会会議録 第２号**

令和２年１２月１６日 開議

一般質問

林 昌子 議員
山崎 幸子 議員
塚本 光司 議員
松村 広志 議員

１．出席議員

１番	下 村 宏 君	２番	山 崎 幸 子 君
３番	北 出 攻 君	４番	松 村 広 志 君
５番	葉 梨 公 一 君	６番	小 泉 嘉 忠 君
７番	塚 本 光 司 君	８番	岡 沢 清 君
９番	飯 田 洋 司 君	１０番	林 昌 子 君
１１番	小 泉 輝 忠 君	１２番	沼 崎 光 芳 君

１．欠席議員

な し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	富 永 保 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君

１．本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和2年第4回美浦村議会定例会再開をいたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました日程表のとおりといたします。

なお、コロナ禍の中での一般質問であります。コンパクトな時間の中に、円滑な議会運営にご協力をよろしくお願いをいたします。

直ちに、議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） おはようございます。

昨日時点での県内の新型コロナウイルス感染確認者が2,030人、入院者が148人、お亡くなりになられた方が32人と発表されました。9月の定例議会時以上に、新型コロナウイルス新規感染者がふえております。感染された皆様には、お見舞いを申し上げ、お亡くなりになられた皆様には、ご冥福をお祈り申し上げます。医療従事者の皆様には、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、村内の感染拡大防止にご尽力をされている村執行部の皆様にも、重ねて感謝を申し上げ、一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い2点質問をいたします。

まず1点目、成人式についてを質問いたします。

民法改正により、成年年齢が2022年4月1日から現行の20歳から18歳に変わります。2022年4月1日に18歳と19歳に達している方は、その日から新成人となることとなります。成人式の時期やあり方に関しては法律による決まりはなく、各自治体の実情に応じた対応をすることとなっていることから「何歳で成人式を行うのがふさわしいのか」と、さまざまな議論がされているところでございます。

そこで、①美浦村における過去5年間の成人式参加者の推移と、本年度の成人式の参加予定者数。また、コロナ禍における、本年度の開催についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） おはようございます。

林議員のご質問にお答えをいたします。

成人式参加者数と、コロナ禍における本年度の開催についてお尋ねをいただきました。

成人式につきましては、新成人の門出を祝福し、これからの美浦村を担う社会の一員としての自覚、そして、未来への希望を抱くと同時に、新たな権利と義務、自由と責任を改めて認識する機会とするため、美浦村、美浦村教育委員会、そして新成人による成人式実行委員会を組織いたしまして、毎年1月に実施をしております。

過去5年間の成人式参加者数につきましては、画面にございますように、対象者数はこのグラフからお読み取りいただくといたしまして、参加者数は、平成27年度143名、平成28年度135名、平成29年度133名、平成30年度140名、令和元年度124名となっております。

本年度につきましては、168名の対象者に通知をしてございますが、出欠はとってございませんので正確な参加者数はお答えできませんが、例年どおりですと120名程度、参加されるものと考えております。

次に、コロナ禍における本年度の成人式の開催でございますが、平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、美浦村に住民登録をされている方及び美浦村内の小・中学校卒業をされた方を対象として、さまざまな新型コロナウイルス感染症対策を行い、令和3年1月10日曜日に実施をする予定でございます。

感染症の対策といたしましては、式典では、内容を一部変更いたしまして、式典時間を短縮することや、ご家族の会場への入場制限を行うなど入場者を減らし、また、会場内では座席の間隔をあけて着席していただくなど、密を避ける対策を行います。そのほかには、来館時の手指消毒はもちろんのこと、受付時における検温・体温確認、マスクの着用、式典会場に入る際に、改めて検温を実施するなどの対策を行いたいと考えております。

さらに、茨城県が推奨しております「いばらきアマビエちゃん」の登録も求めていることといたします。

また、ただいま申し上げました感染症対策の一環といたしまして、村議会議員の皆様には、毎年、式典にご臨席を賜り、新成人へのご祝福をいただいているところでございますが、ご招待いたしますご来賓を、例年の半分以上とさせていただきたく、村議会からは議長、副議長、総務経済委員長、厚生文教委員長にご臨席をいただくこととしておりますので、この場をお借りいたしまして、改めてご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これまで答弁いたしましたように、万全の対策を行いながら成人式を実施する予定でございますが、県内で成人式を中止する市町村が出てきておりますので、引き続き感染症の拡大状況や近隣市町村の動向を注視しながら、成人式の実施については、慎重に判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、コロナ感染症拡大状況を注視した上で、慎重に判断するということがございました。今のところ成人式を来年1月10日に実施する予定、また、コロナ感染防止対策万全に式典時間の短縮や家族の会場への入場制限、密を避けるために座席の間隔をあけて、120名程度を見込んだ運営と対策をお示しいただきました。成人式は村外に生活をしている人たちもたくさん集まる場所でもございます。一昨日、日大の部活のクラスター発生したことで、美浦村でもコロナに関する危機的状況が急変したのではないかと思います、また、軽んじられない状況になりました。中止も視野に入れた検討は、いろいろと問題も出てきますけれども、ぜひ、万全の安全対策でご検討いただきたいことをお願い申し上げます。

それでは、実施する場合についての確認をさせていただきます。

再質問いたします。

資料をごらんください。

これは、成人式前のロビーの様子でございます。

毎年120名以上参加されている成人式の様子を、私ども全議員拝見をさせていただいておりますけれども、一番密になる場面は、開式前のロビーでございます。晴れ着をまとい、久しぶりに会う友人と歓談する中、情報交換したりと楽しいひとときです。今回は例年とは違う振る舞いを成人者として期待するわけでございますが、この密の状態を避ける必要があると考えます。そこで、ロビーの密を避ける対策をどのようにされるかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えをいたします。

中央公民館ロビーでの密を避ける対策についてお尋ねをいただきました。

先ほどの答弁の中で、密を避ける対策を行いますとお答えいたしましたが、例年の成人式の様子を見てみますと、中央公民館ロビーでは、再会を懐かしみ、近況を語り合う成人者で非常に密な状態となっております。

式典開始の時間が近づき、会場であります大ホールへの移動につきましても、アナウンスを何度も繰り返し、やっと入場をしていただけるような状況でございました。

本年度につきましても、ある程度、密になることは想像されますが、長い時間その状況が続かないように、アナウンスと誘導により会場への移動を徹底し、さらに、マスクの着用に加えまして、排煙窓をあけてロビー全体の換気を行うなどの対策を行い、ロビーでの密を避けながら感染防止を図ってまいりたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大につきましては、これまでにない重大な事態が世界中で、そして日本で、最近では茨城県内でも多数の陽性者の確認や、クラスターの発生が連日報道されるなど、コロナウイルスの脅威が身近に迫っておりますこと

を、成人者も十分に自覚しているとは思いますが、感染症予防に協力いただけるものとは考えておりますが、成人式で新型コロナウイルス感染症が拡大することは避けなければなりませんので、実行委員会と事務局で協力いたしまして、対策に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま教育次長が言われるように、コロナ禍の中で実施されるとしたら、参加者もそれなりに感染防止対策の自覚を持って行動してくれると私も期待をしております。しかしながら、重篤になるのが高齢者という意識のもとに、若い方の意識が薄い部分も多少見受けられます。そういう意味で、そこも踏まえた上での運営が求められるのではないかと考えております。村外で過ごしている方は帰省できず、参加できない方も中にはいらっしゃると思います。例年以上に主催者側もご苦労されると思います。それでも、全ての成人者が、美浦村出身者でよかったと感じていただけるご配慮を実行委員会の方々とつくり上げていただきたいと願っているところでございます。

次に、②成年年齢引き下げに伴う今後の実施展望について伺います。また、対象者決定後の表明時期と周知方法についてもあわせて伺います。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

○教育長（富永 保君） 林議員のご質問にお答えいたします。

成年年齢引き下げに伴う今後の実施展望についてお尋ねをいただきました。

成年年齢につきましては、平成30年6月の民法の一部を改正する法律により、2022年、令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。

このことにつきましては、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳以上と定められ、18歳、19歳を大人として扱うという政策が進められてまいりました。

このことを踏まえまして、民法においては18歳以上を大人として取り扱うことが適当であると考えられ、また、世界的にも成年年齢を18歳とする国が多いのが実情であり、民法の改正が進められました。

一方で、成人式につきましては、議員おっしゃるように、実施の具体的な方法が法律で定められているわけではなく、対象年齢を何歳とするかなど、成人式のあり方については地方公共団体の判断で決められるとされており、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、必然的に成人式の対象年齢が18歳に引き下げられるものではないとされています。

さて、議員ご質問の今後の実施展望についてでございますが、本村での今後の実施を検討する上で、参考とするため令和2年3月に報告された法務省の「成人式の時期

やあり方等に関する分科会」の全国1,741市区町村を調査対象とした報告書や、本村で、本年8月に実施いたしました、県内43市町村を対象といたしました「成年年齢の引き下げに伴う成人式対象年齢に関する調査」の結果を見ますと、既に方針を決定していると回答したほとんどの市町村で、成年年齢引き下げ後も20歳の1月に成人式を実施する予定と回答しております。

20歳の1月に実施する理由といたしましては、「18歳の1月に実施すると受験と重なり出席者が減少するから」という理由や「実行委員会の活動時期と受験の準備期間が重なり、実行委員会に参加することが難しい」という理由が多くなっております。

そこで、本村の今後の展望といたしましては、進学や就職で一度地元を離れた者が故郷に集まり、家族や同級生や友人と交流する機会になることや、成年年齢は18歳になりましても、飲酒や喫煙、競馬や競艇などの公営競技の年齢制限はこれまでと変わらない20歳のままであることなどの状況を鑑みて、他市町村に多く見られます「（仮称）はたちのつどい」に名称を変えるなどの検討をしながら、これまでどおり20歳の1月に実施することにより、18歳の成年年齢より成長した大人、成人としての自覚を促す機会にしていきたいと思いますと考えております。

なお、これらの内容についての周知の方法や時期につきましては、実行委員会を組織することや、また、参加者が個人的にも準備のために多くの期間を必要とすることが予想されますことから、今年度中に正式に決定し、その後速やかに「広報みほ」や村ホームページにより周知していきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 本村独自で県内の実態調査をしていただき、資料の提示をいただきましたこと、まことに感謝申し上げます。

成年年齢より成長した大人、成人としての自覚を促す機会といたしまして、「（仮称）はたちのつどい」とする方向性を示していただき、周知方法も、今年度中に「広報みほ」や村ホームページで周知されるという答弁にほっとしたところでございます。

成年年齢引き下げで、初めて該当する人は、2022年4月現在18歳と19歳ということは、現在の高校1年生と2年生です。晴れ着の予約は2年前から始まりますので、まさに今現在ですね、保護者は準備すべきかどうか、とても心配しているところでございましたので、ただいまの答弁で周知できること、安堵しているところでございます。本年度中に決定周知していただけること、感謝を申し上げます。

再質問をいたします。

「（仮称）はたちのつどい」と決定すると、成年年齢引き下げで、2022年に18歳、19歳で成年となった人は村から何のお祝いもないということになります。それはとても寂しいと思います。せめて、村長からの「お祝いメッセージカード」などで、成年となったお祝いをしてもらおうと、自覚が出て喜ばれるのではないのでしょうか。これに

関しては、教育委員会所管ではないということで、村の方針とのことですので、村長に質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。

2022年に18歳に引き下げられるという、成人年齢、先ほど教育長がおっしゃいましたように、社会的責任はついてきます。ただ、村としても「お祝い」、これは今までにも、選挙管理委員会が、それぞれ自覚を促すためということで、お祝いに関しては、美浦の選管のほうから、政治に参加をする。また、自覚を持ってもらうということで、そういう周知の方法は考えていきたいというふうに思っております。

はたちのつどいということで、一つの例を教育長が挙げていただきましたので、どこかの時点での成人のお祝いは、できれば、教育長がおっしゃったように、はたちのつどい、ちょうど20歳になったときにやるということで、その成人としての自覚を促すものは、2022年のときになる18歳、19歳は、選管と相談をしながら、その年になる、成人になる方、令和4年4月1日ですね、その前に、促しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 自覚を促すのは選管と協議をされてということですが、ぜひ、村長のメッセージを載せていただければ、住民も美浦村村民としての自覚が得られるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

晴れやかに行われる成人式は、一生の思い出となります。成人式は三密を避けて、安心して参加できる体制をとっていただけることが確認できました。ですので、まだまだでございますけれども、でも、できる限りの対策をとっているということが確認できました。成人者である参加者には、大人としての自覚ある行動をしていただくことをお願いし、思い出に残る式典となることを切に願います。

そして、美浦村で育ち、美浦村を故郷として成人されることを村としても喜び、その後の人生を見守っているとの思いを伝える、「心ある村」の対応を期待をさせていただきます。成人式についての質問は、以上で終わらせていただきます。

続きまして、2点目の防犯対策について質問いたします。

近年、巧みな工具を使った窃盗団がふえています。

本村においても、複数人による窃盗被害が発生しています。

各家庭でも安全な生活と大切な財産を守るために、防犯カメラを設置する等の防犯対策はとっていますけれども、その防犯カメラ自体が盗まれる等、被害はなくなりません。

行政として、村民の安全安心を守るための対策を伺います。

まず、①近年の窃盗被害件数と、村としての対応はどのようになされているかお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの林議員の質問にお答えいたします。

茨城県警公表の市町村別認知件数・犯罪率によりますと、美浦村における刑法犯の数は平成30年度で82件、令和元年度で86件、令和2年度は10月末の数字になりますが、71件で、犯罪率であらわすと県内でワースト24番目の数字となっております。県全体におきましては年々減少の傾向にあるものの、犯罪の種類や手口等も複雑化をしております。茨城県警のホームページでは、犯罪マップや不審者情報が市町村の地域ごとに閲覧が可能となっており、また、村から防犯情報を配信している「美浦村防災メール、防犯・交通情報」には、1,124件の登録がありまして、このメールを活用していただくことにより、村民の防犯意識の向上を図っております。配信につきましては、事件の内容や被害者のプライバシー等を判断をしまして、所管の警察署が行っているものを再配信しているという状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 具体的に資料で説明をいただきましたので、わかりやすく、理解をいたしました。

防犯メールも1,124件の方に届いていることは、周知として有効なツールです。担当課が日ごろ、広報やホームページ等で登録のお願いをしていることは承知しております。最近、コロナの関係でLINE動画通話を利用するために、ガラケーからスマホに変える方がふえています。通話のみで利用されていた方がスマホを持つようになり、いろんな情報が得られる環境になりました。そのような方へも、登録してもらえる呼びかけをしていただけたらと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

再質問いたします。

認知件数と犯罪率は県内では少ないということは、住民の努力はもとより担当所管の皆様のご尽力で抑えられていると、改めて敬意を表します。

その中で、住宅侵入窃盗に特化してみると、本年10月現在、10件ありまして、県内でワースト6位、その内訳で、空き巣件数が、10件中9件が空き巣だったんですね。世帯比では、県内発生率3位となっております。この点を重視していけば、より安全な美浦村になると考えます。

稲敷警察署の方に美浦村の現状をお聞きいたしました。月に一、二件、木原、大須賀津が多いとのことでした。

最近では、信太地域において1時間弱程度の外出、ちょっとした外出なんですけれども、そのすき間に空き巣に入られたそうです。空き巣対策の強化が必要であると考えます。

そこで、窃盗等が発生したときの警察と連携したパトロール計画及び啓発活動はどのように取り組まれているのか。また、パトロール実施で未然に防げたり、不審者発

見できた場合はあるか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） 林議員の質問にお答えいたします。

防犯パトロールにつきましては、稲敷警察署や村防犯連絡員と連携のもと、村内全域を巡回しており、不法投棄パトロールとあわせまして、不審者等の見回りを実施しております。また、窃盗等の犯罪が発生した場合の対応につきましては、公表できる情報は警察からいただきまして、犯罪地域へのパトロールを実施をしております。犯罪を未然に防げた成果や、不審者の発見には至っておりませんが、抑止力にはなっていると考えるので、今後、パトロール中に不審者等を発見した場合には、警察への通報等、適正に対応してまいります。

また、年末に予定をしておりました「防犯キャンペーン」は、コロナ禍により中止とさせていただきますが、M i h o V i s i o n等を活用し、啓発活動を図りたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 行政といたしまして、警察署と連携し、さらに防犯パトロールを重視していただいていることが理解できました。住民を守るための対応に感謝いたします。

次に、②行政区での防犯対策への啓発をどのようになされているかお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） 林議員の質問にお答えいたします。

今年度はコロナ禍により活動は見合わせておりますが、みほふれ愛プラザやショッピングセンターにおいて防犯キャンペーンなどの啓発活動に取り組んできております。

また、村民への防犯意識の高揚を図ることで、犯罪を減少させることを目的に「広報みほ」で「ついでにパトロール隊」の呼びかけを平成27年度より行っておりまして、現在42名のご登録をいただいております。

防犯ベスト、防犯キャップ、それに笛などを貸与しており、日常の散歩などで無理なく活動をしていただきまして、地域の犯罪抑止の取り組みを推進しております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、行政からの呼びかけを行っていることは理解いたしました。

そこで、4点、具体的に伺います。

行政区として、防犯パトロールを実施している区はありますか。

定期的に区内で注意喚起に取り組んでいる区はありますか。

その区内の発生件数が減った等の成果があれば、伺わせていただきます。

また、「ついでにパトロール隊」に区として取り組んでいる区はあるか。また、協力者の活動状況がわかれば教えていただきたい。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） 林議員の質問にお答えをいたします。

行政区の単位で防犯パトロールや、総会等の集まりにおいて防犯の話し合いを行っているかは把握はしていませんが、今後、区長会で防犯意識の向上を図る上で、各地区の総会において「自主防犯組織」や「ついでにパトロール隊」など、防犯に関する議題を出していただけるよう働きかけを行っていきたいと考えております。

現在ご登録いただいている「ついでにパトロール隊」につきましては、無理なく活動していただく観点から、行政側で活動の要望は特に行っておりませんが、申請をいただくときに、ご本人により「ジョギング」や「犬の散歩」等で活動する旨をいただいております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 自分の地域は自分たちで守るとの意識を持って取り組むのが望ましいと考えますが、区長さんが1年交代とか、高齢化でなかなか話し合う機会が少なくなっているのも現実ではないでしょうか。小学校PTAの方々は車内のサンバイザーに「防犯パトロール」のステッカーを提示する協力をしてくれております。区の実情に合わせて、数人で散歩するグループをふやすのもいいと思います。また、区内の方で、車に「防犯パトロールステッカー」を張って走ってくれる協力者を依頼する等、知恵を出し合って、少しでも区内の防犯対策が進むこと、また、犯罪の抑止力が高まることの後押しを行政でしていただきたいと思います。

それでは最後の質問です。

③防犯カメラの増設計画について伺います。

現在、村内に防犯カメラが設置されておりますが、空き巣対策にも有効と考えます。今後の計画をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） 林議員の質問にお答えいたします。

防犯カメラにつきましては、現在、幹線道路を初めとする村内で16カ所、美浦村役場に4カ所、美浦村中央公民館に3カ所設置をしてきております。ドライブレコーダーにつきましては、村長車、議長車、公用車4台に設置をしており、犯罪発生時における警察への情報提供と地域の犯罪抑止に役立てております。財政の限りもありますが、今後も警察署と協議のもと、過去の犯罪状況や地域の実情に応じて防犯カメラの設置を検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 資料の提示ありがとうございました。

再質問いたします。

犯罪や窃盗の多い地域はわかっています。防犯対策は個人でできる限り行っていたことが大前提ですけれども、防犯カメラやドライブレコーダーが設置できるご家庭は、まだまだ少ないです。行政として、地域を守る対策として防犯カメラ設置検討は必要と考えます。実情に応じてとの答弁ですが、来年度中での設置検討は可能か、さらにお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの林議員の質問にお答えいたします。

安全・安心のまちづくりは、行政と地域住民が協働で取り組んでいくことが重要であると考えます。住民の方へは、防犯意識の向上につながる取り組みを継続して実施をしていきたいと思っております。また防犯カメラの増設ですが、改めてになりますが、財政の限りもありますので、過去の犯罪状況や地域の実情に応じて設置のほうを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは、最後に村長にお尋ねいたします。

経済建設部長の「財政に限りがある」との言葉で、実情に合わせたの設置検討と繰り返しの答弁をしなければならない、苦しい実情が伺えました。

幹線道路への設置目的は理解しておりますが、美浦村住民の命と財産を守るためにも、住宅地に入出入りする車や人を映す防犯カメラは必要ではないでしょうか。

その点についての村長の見解を伺います。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の防犯対策ということで、各住宅がある幹線道路ということになりますと、稲敷市、阿見町から牛久のほうから入ってくる道路が大きな幹線道路なんです。美浦村には125号の、今、4車線化をしております。役場東交差点、今ちょうど交流館のところの交差点が、変則の十字路になっておりますけれども、今、丁字路に変えるような工事をしております。一部、今の交差点が今月21日で、少し変更になります。結果は、4車線になったときに信号が一番正常な信号になるんですが、それまでに3回、交差点を、信号を取りつけを変えながらやっていかざるを得ないという、稲敷警察署からの説明がありました。ぜひそういうふうな、道路の部分が完成をすれば、いろんな面で、ここの125号が1番、約1日2万台近くが通りますので、そういうときに、美浦村に入ってくる車を注視するために、整備は必要だろうというふうには考えております。

ぜひあの、犯罪は、美浦だけではなく、今、この美浦村でさえ、不法投棄横行、夜来て、村道にダンプ1台空けていってしまうというようなことも起きております。そういう対策は、なかなか、一自治体ではできるわけでもないし、県のほうと相談しても、法律化によらないと、なかなか罰則できないということがありますので、その辺も含めて、法律化をするように要請もしてございます。罰金がね、払う方が安いと、そういう犯罪はなくならない。そして、暗くなる前に、ちょうどダンプの番号にテープを張ってきて、投棄をしてしまうというようなことが今起きておりますので、そういうためにも、夜でもカメラが監視できるようなものを、これからは検討していかなければならないのかなというふうには思います。これも、稲敷署のほうとは十分検討した上で、どこが一番重要なポイントになるのか、相談をしながら、防犯カメラの設置をしていきたい。

また、役場の車にはドライブレコーダーを、今、部長のほうからも話がありましたけども、村外に出ていくときのためにも、通常のドライブレコーダーでも十分認識できるものがありますので、これは、定点のカメラよりもドライブレコーダーを重視したような対策も必要になってくるのではないのかなというふうに思っておりますので、できるだけそういう安全策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 空き巣だけではなくて、いろんな不法投棄等も村として大きな課題であるということが、村長からの思い十分伝わるのでございますが、防犯カメラの設置に対しても、ぜひ、住宅地を守る意味での検討がその中に取り入れていただけに再度要望をさせていただきます。

現在ですね、統合小学校建設費用を考えますと、新年度予算に取り入れることは非常に厳しいことは重々承知をしております。しかしながら、住民が安心して住める環境整備を怠ることは、住民が不安を抱え、村外に移住することを検討することにもつながってきます。安心して住み続けられる村であるために、住民と一体となり行政運営がなされることを切に願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 2番議員山崎でございます。

通告に従い質問いたします。

各地で新型コロナウイルス感染の勢いがとまらない昨今、早くワクチン接種ができるようになり、感染スピードにブレーキをかけ、1日でも早く新型コロナウイルスを撲滅できるよう願うばかりです。

そこで、新型コロナワクチン接種についてお伺いいたします。

ワクチン接種の開始時期が決定した場合、国からは対応方法や手順等は示されているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

国からの新型コロナウイルスワクチンの接種に関する通知につきましては、県を通して10月29日、10月23日付けの厚生労働省からの通知「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の実施について」で情報提供がありました。通知には、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業に係る留意事項及び業務例が示されております。業務例におきましては、想定される事項として、通知方法、接種券、接種方法等の案及び方向性が示されております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

10月23日に厚労省から市町村に、「ワクチンが実用化された場合に早期に接種を開始できるよう、予診票やクーポンの印刷などの準備を進めるように」との通知があったのですが、本村としては接種開始時期が決定した場合、早期に対応できるような準備は整えているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

10月23日付け通知に加え、厚生労働省からは、「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る第1回自治体説明会」を12月18日にオンライン形式で実施する旨通知がありました。これにより、さらに詳細な情報が提供されることと思いますが、現在、村では、新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた作業としまして、ワクチンの接種管理を行うために必要なシステムの改修、予診票、クーポン券の印刷等について、システム管理業者と協議を行っております。

接種体制の確保を図るためには、厚生労働省より示された業務例等をもとに、本村における対応について、想定できる事象を具体化していくとともに、協力医療機関確保のため、医師会との協力、近隣市町村との調整等も必要となってきます。今後の具体的方策につきましては、自治体説明会を受けて準備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

ワクチンの接種管理を行うために必要なシステムの改修と予診票、クーポンの印刷等については、現在、システム管理業者と協議を行っているとのこと。

ただ、その他のもろもろの調整は12月18日の国からの「自治体説明会」を聞いてか

らでないとできないということのようですが、大筋での手順とかも、現状ではまだ説明できる状況ではないということでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンについては、全住民が対象となっております。これほど大規模でのワクチン接種は、今まで行ったことはありません。

国の想定においては、医療機関等での接種が挙げられておりますが、一般診療との関係や接種対象者の優先順位、ワクチンの配布数、接種期間が示されていない中では、具体的な実施方法の想定が難しい状況にあります。

医療機関に確認を行いましたが、いまだ具体的な通知はないとのことでした。

具体的な実施策につきましては、これから示される国からの通知等を受けて、医療機関、近隣市町村との協議を重ねて、本村に合った方法を検討し、準備を進めていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

12月18日の自治体説明会の後、ワクチン接種の方法等が決まり次第、早目の報告をお願いいたします。

それでは、村長にお尋ねいたします。

牛久市では、新型コロナワクチン接種開始時期が決定した場合、早期に対応できるよう準備を整える狙いで、ワクチン代金や、予診票の印刷代、郵送料などを含む計2億1,036万円を追加する一般会計補正予算が臨時会にて議決されたとのことですが、本村としてはどのような対応をする予定でいるのか、見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは山崎議員のですね、今、牛久市ではもう、暫定的に2億円からの予算を計上したということですが、まだ、今月18日に国から示されてきた中であれば、暫定的な部分じゃなくて、ある程度つかめる数字、金額がわかるような中で予算の計上のほうがよろしいかなというふうに思いますので、茨城県44ある中の牛久市だけが、先駆けて暫定的に予算を組んだということなので、美浦としては、国から示された中で、対応はそこで行い、村としても、ある程度、正確な、正確な数字がつかめれば、臨時会を開いてでも、予算を計上していきたいというふうに思っております。あくまでも牛久市の今回の計上は、暫定の中の暫定ということで、確かな数字とまではなかなかいかないと思いますので、美浦ではある程度、しっかりした数字が国から示された中で、早目に臨時会を開きながら、議会に説明をして、承認をいただいて、実施を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ありがとうございます。

12月18日以降の自治体の説明会後に、ある程度はっきりした額が決まってから臨時会を開いて、予算を計上するっていうこと。ワクチン接種が可能となったときには、どこよりも早く対応ができ、そして、新型コロナウイルス感染が終息する日が1日も早く訪れることを願い、一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染者との接触通知システム、「アマビエちゃん」について伺いたいします。

県では、「アマビエちゃん」の利用を徹底することで、感染防止を進めるとともに、仮に感染してもピンポイントで感染の可能性の高い人たちの検査を進め、感染の抑止を図っていききたいとのこと。そのために県では登録事業者に事業者登録協力金を支給し、また、本村としても、独自の給付金を支給しています。

そこで、本村での給付金支給開始前と後の事業者数をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。

「いばらきアマビエちゃん」のシステムは、ガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合にその感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ることを目的としたシステムでございます。

茨城県では、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため感染防止対策に取り組み、劇場や食事提供施設、宿泊施設等義務化する施設を指定し、事業者登録いただいた方に対して、「いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金」3万円を支給しております。

美浦村では、11月2日より「いばらきアマビエちゃん登録事業者給付金」の受け付けを開始し、県がアマビエちゃんを義務化する施設に加えまして、不特定多数の来客を考慮して、県より幅広く対象施設を選定し、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、衣料品店、雑貨店、酒屋、本屋、花屋、クリーニング店等に対しましても「いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金」10万円を支給をいたします。

議員お尋ねの、本村での給付金支給開始前事業者数は90件、90件に対しまして、支給開始後の事業者数は137件となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

本村では、給付金支給開始前の登録事業者は90件だったものが、支給開始後では137件にふえたということで、給付金支給の効果がやはりあったということですね。登録事業者がふえるということは、新型コロナウイルス感染拡大の抑止の一助にはなって

いると思うので、今後も登録店舗はふえていってほしいと思います。

ところが、私も、登録施設や登録店舗に行った際には、なるべく「アマビエちゃん」の登録をするようにしていますが、アマビエちゃんのQRコードがどこに張ってあるのかわからない店舗が多いです。村のほうで、登録店舗を確認し、入り口等のわかりやすい場所に掲示することと、キャンペーンのポスターもあわせて掲示するように指導することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりですね、村内の登録店舗等を確認をしまして、入り口等のわかりやすい場所、そこに掲示してあるのか、また、キャンペーン等のポスターを掲示するようにお願いに回りたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、QRコードとキャンペーンのポスターの件は、よろしく願いいたします。

次に、プレゼントが当たるキャンペーンについてですが、県では、アマビエちゃん登録利用者にもプレゼントが当たるというキャンペーンを行っています。このキャンペーンを行う前と後との県内登録利用者数を教えてください。それと、本村内での登録利用者数もわかれば教えてください。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。

茨城県では10月2日以降に、いばらきアマビエちゃん登録事業所で利用者登録をした方、また、登録事業所が実施している感染防止対策についてご意見をいただいた方を対象に、抽せんで毎月3,500名の方に5,000円相当の県産品をプレゼントしてまいりました。さらに利用者への浸透を加速させ、県産品やホテル利用などの消費喚起を図るため、11月16日からキャンペーンを拡充しております。

拡充後は、抽せんで毎月6,000名の方に、「県内ホテル旅館ペアの宿泊券」それから「豪華県産品のセット」それから「茨城体験ギフト」さらには「5,000円相当の県産品」このいずれかをプレゼントをしております。

議員お尋ねのアマビエちゃんプレゼントキャンペーンを行う前の県内登録利用者数は、15万3,606件に対しまして、このキャンペーン開始後の利用者数は、10月、11月を合わせまして、51万7,286件となっております。

それからまた、本村の登録利用者数、こちらですが、このシステムはスマホでQRコードを読み取り、メールでの送受信で登録を完了するシステムでございます。よって、メールアドレスから利用者の住所等は特定できませんので、本村の登録利用者数

は不明でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

プレゼントキャンペーン開始前と開始後では、登録者数が3倍以上にふえているということです。そして、さらに11月16日登録分からはプレゼントもふやし、当選者数もふやすとのことなので、今後はさらに登録者も増加が見込まれると思うのでよいことだと思います。

登録の件で確認なのですが、QRコードをスマホで読み取り、メールを送信するだけで応募は完了なのでしょうか。それとも、意見まで書き込まないと応募にはならないのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。

QRコードを読み込み利用者登録することで、その時点で自動的にキャンペーンの応募ということになります。さらに、利用者登録後、自分のスマホに返ってきた登録完了メール、こちらに記載されております「御意見フォーム」、こちらに意見を書き込むことで、さらに追加の応募ということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ありがとうございます。

そうしますと、QRコードを読み取り送信するだけで一口の応募となり、意見を書き込むとさらにもう一口の応募となり、当選チャンスが2倍になるということですね。

県では、住民に少しでもアマビエちゃん登録に関心を持ってもらい、登録利用者をふやすために、高額商品をふやしたり当選者数も大幅にふやしていますので、多くの方に登録をしてもらい、自分の身は自分で守るということをやっていただきたいと願います。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

11時30分に再開をいたします。

よろしくお願いします。

午前11時17分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本光司君の一問一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

○7番（塚本光司君） こんにちは、7番議員塚本でございます。

通告書に従いまして、2点ほど大筋、質問をしてみたいと思います。

まず、1点目でございますが、コロナ禍の学校教育についてでございます。

もう今は、本当にもう国難と言えるくらいですね、社会経済全体が今回のコロナで大変な状況が続いておるわけでございます。学校生活における児童・生徒、また、先生方ですね、非常に心配しているところでございますけども、まず、一つ目としまして、学校生活におけるストレス等、問題点等ですね、児童・生徒、先生も含めてですね、報告なり、連絡・相談というものがございましたらば、お示しいただければなと思います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 塚本議員のご質問にお答えをいたします。

コロナ禍における、学校生活でのストレスなどの問題点等の報告・連絡・相談についてお尋ねをいただきました。

学校現場におきましては、現在のコロナ禍だけではなく、児童生徒の毎日の生活におけるストレスや問題点等につきまして、児童生徒への定期的なアンケートや、個別面談により早期の発見、把握に努めております。

そして、心配の事案が発生した場合には、校長を中心としたチームで対応し、報告、連絡、相談、確認の体制がとられております。また、状況に応じては、保護者との面談を行ったり、スクールカウンセラーと面談するよう助言したりしております。

教育委員会といたしましては、児童生徒が、そして先生方がコロナ禍でも安心して学校生活が送れるよう、これからも、文部科学省や茨城県教育委員会の動向を注視しながら、未然防止、早期発見、早期解決できるよう指導助言をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） 学校等々から……においては、そういった関係のものは上がってこないという判断なのかなと思います。報告等々、相談も必要ないようですし、上がってこない、来てないのかなあというふうに思っております。今の答弁ですね。

全国の学校においても、今回のこのコロナ禍っていうのは共通した問題点としてとらえられていると思います。自分のところの学校だけが全国にある学校の中で大変なんだよとかそういうことではないですから、全員、美浦村もそうですし、全国もそうだと思います。全て同じ条件で、こういった試練が今あるんだというような判断なのかなとやっぱり思います。先ほどの答弁の中身を聞きますと、今回のこのストレス等の相談事に発展した事例は基本的にないよっていうような判断でよろしいということですね。私たち、受け止めるほうといたしましては。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 塚本議員のご質問にお答えをいたします。

コロナ禍におけるストレス等の相談事に発展した事例について、お尋ねをいただきました。

先ほど答弁いたしましたように、学校におきましては、報告、連絡、相談、確認の体制がとられており、状況に応じまして保護者との面談を行うこととしております。

定期的な保護者との面談にはなりますが、小学校で11月30日から、美浦中では12月15日から保護者との面談を行っております。

その中でも、コロナ禍におけるストレス等の相談事の報告はございませんので、そのような事例はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） はい、わかりました。安心したところです。

もうまさに今、ちょうど面談をしているってということで、私も先週あたりに回っていったら小学校が11月末であり、中学校ももう本当に、きのうあたりなのかな。こっちは三者面談ということで、本来であれば夏休みが入ってすぐ7月後半に多分教育長、そのころ面談をやっていると、やる予定だったような気がしましたんですが、多分そのとき、学校も休みを繰り上げて授業やったりとかしていたんで、今の時期になったのかなと思います。あとは中学校が今ちょうど、きのうあたりから三者面談ということで、何かしらもしストレスが……コロナに関して……多分あまりそうそうないと思うんですが、あればまたその辺は拝見したいと思います。

それでは、続けましてですね、特にですね、小学校6年生ですとか、中学校3年生に対して、気をつけた心がけ等々があれば教えてください。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 塚本議員のご質問にお答えをいたします。

小学校6年生・中学校3年生に対して、特に気をつけた心がけについてお尋ねをいただきました。

現在、教育委員会並びに村内小中学校におきましては、児童生徒並びに保護者の理解と協力を得て、毎日の検温と家族の健康チェック、2週間の行動履歴、さらには、早期の体調不良等の情報提供による出席停止措置などによる感染防止、拡大防止に努めてまいりました。

そして、これらは今後も継続してまいりたいと考えております。

特に、卒業式や受験を控える中学3年生や小学6年生につきましては、卒業までの学校生活を充実して送れるよう、手洗い、うがい、マスクの着用など、感染防止には十分気をつけて生活するよう指導をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） ありがとうございます。

6年生である、中学校3年生である、高学年になるほど自分自身の体でも、いろんな身体的、自身のなもんでも律する能力も培われてくるような、そういった年齢になってくるのかなあと思います。特に受験を控えている中学3年生に関しましては、注意を払ってほしいと考えます。

それとですね、授業のコマ数、これに関しても同僚議員が6月ないし9月ということで同様の質問しているようなんですけど、実際数カ月過ぎて、どんなぐあいなのかということで再度質問しておきたいと思います。授業のコマ数につきましては、今年度、確保は十分にできますかということで質問したいと思います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えをいたします。

授業のコマ数につきましては、今年度は、春先の学校の臨時休業により、授業のおくれが心配されましたが、本村といたしましては、授業時数の確保のために、1週間の授業時数並びに夏休みを2週間に短縮したことによる授業日数の確保、そして学校行事の見直しを行ってまいりました。その結果、今後、再び臨時休業となるような状況にならないければ、例年どおりに冬休みの期間を確保しても、年度内に学ぶべき授業数につきましては、確保できるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） ありがとうございます。

6月ないし9月の同僚議員からの質問等でもありましたけれども、そのときには、コマ数的にはもう段取りを組んで年度内でこなせるようにしてまいりますというような答弁でしたからね。あと残り数カ月ではございますけれども、途中夏休みを切り上げたり等々があつて、短縮したり等々があつて、冬休みはそのまま消化しても大丈夫ですよと、よっぽどまた3波、この後4波じゃないですけど——がない限りはオーケーと。非常に安心したところでございます。

それでは、これも同僚議員のほうからのあれもありましたけれども、以前にですね、GIGAスクールの件でございます。

この構想についてのハードの整備に関してはこの年度内で大丈夫ですよ、というようなことが6月ないし9月の定例会でもあったようではございますが。その後のですね、要は、支援員等々、以前も、——要は、美浦村で9年ぐらい前から始まった、この我々が使っているiPadでもそうなんですけれども、学校におけるICTの支援員、そのころは結構予算等々なれない部分もあつたんで、かなりつけていた部分があるんですが、今回、今までどおりの人数等々ですね、そういったソフト面、先生へのサポート等を含めて確保は万全なのかということと、ハード面で整備後ですね、人員の増強の考えはありますかという質問でございます。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えをいたします。

児童生徒の1人1台端末等の整備につきましては、去る10月の臨時議会におきまして、児童生徒向け1人1台端末調達等の契約について議決いただき、10月20日から来年3月26日までの工期で契約を締結し、現在、機器の調達作業を行っております。各小中学校への機器等の配置につきましては、来年2月末から3月には実施できるものと考えております。

さて、議員ご質問のICT支援員につきましては、現在、村内各小中学校に1名ずつ配置をしております。

業務内容といたしましては、授業前支援といたしまして、授業で使用する機器の準備や動作確認及び教職員との打ち合わせなどを行います。

次に授業中支援といたしまして、授業の流れに応じたICT機器の操作や、機器の操作に戸惑っている児童生徒への操作支援など。

授業後支援といたしましては、教職員へのICT活用案の提案・操作研修・操作マニュアル等の作成及びICT機器の点検、設定変更、障害対応などを行っております。

その他の支援といたしましては、学校ホームページの運用管理補助及び保護者向けメール配信の運用補助等を行っております。

村のICT支援員は、ただいま申し上げましたような校務支援業務を、平成23年度より各小中学校で行っており、教職員や児童生徒へのサポートについて、経験とノウハウが蓄積されており十分に機能していると認識をしておりますが、今後、1人1台端末が整備された段階で、支援員のサポートが不足されると認められる状況が継続するような場合には、人員の増員等について検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） ご答弁ありがとうございます。

年度内に1人1台というような部分は何とかいけそうですけども、今回のですね、コロナによって学校の一斉休校というか休業があったわけでございますけども、そのため家庭でのオンライン学習等々、つくばなんかでも早目にやっているようなことをそれとなく伺ったんですが、我々一般社会の中においては自宅での在宅、リモートでの勤務なんていうことが大人の世界では、それもコロナ禍においては、いいだろうなっていう形でリモート勤務っていうことで進んだようなんですが、これがあと5年、10年、20年が多分そういう部分がかなり出てくると思います。

ただし、学校においては、やっぱり以前の教育長の答弁でもありました。授業を確保して顔と顔を突き合わせて教えるんだよと、いろんな勉強だけでなくて共同生活だったり、いろんな享受を教えるっていうことで、やっぱりface to faceっていうのが先生、なおかつ同級生との学ぶことが基本であるよと、考えていますよ

っていうことで、6月だったか、9月だったか、ちょっとあれですけど教育長の信念というものを聞いた気がします。私も本当にそれに賛成ですんで、やっぱり学校で対面で教えるのが何とも一番なのかなと思います。

今後、新型コロナウイルス感染症が早い段階で終息し、子供たちが安心して学校で学べるような日が来ること、日が早目に来ることを祈りながら次の質問、学校関係はあと一つですね。いきたいと思います。

今回ですね、本村では2学期制となったわけですが、今年度からですね。2学期制となりまして現場での先生、また子供たちの反響というか、そういったものはございましたか。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えをいたします。

2学期制となり現場・先生・子供たちの反響についてお尋ねをいただきました。

今年度、県内の幾つかの市町村におきましては、コロナ禍により5月末まで学校が臨時休業になったことから、授業時数の確保並びに、少ない授業時数の指導では十分な評価ができないという理由から、急遽、3学期制から2学期制に変更したところがございます。

幸い本村におきましては、昨年度当初から2学期制に変更することを児童生徒や保護者、そして広く村民まで周知し、準備を進めてまいりましたので、特に問題等はなく、反響もなかったと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） ありがとうございます。

今年度から美浦村2学期制になったわけですが、何か反響がないと何かガクッってというようなイメージもないでもないんですけどね。

学校を私回って、ちょっと先生方といろいろお話をさせていただいたんですけど、余裕ができたってような話は聞きました。なおかつ、結局年に2回、評価表っていか昔の通知表というものをつくる部分においては、余裕はできたのかなと、年に2回ですから。なおかつ、先ほど次長から答弁ありましたようにね、本当に4月から7月の部分のコロナによってかなり休業になった部分が1学期にありましたから、それを評価するのは非常に大変だになっていうふうなことで、先生方おっしゃっていました。それが、私、現場のほうから受けとめてきた感想です。

はい、学校に関しましては、それでは以上であがりまして、続けて二つ目の質問に参りたい、移りたいと思います。

今後の地元自主防災組織のあり方についてでございます。

自助・公助——ごめんなさい。自助・共助・公助と言われる中、地元消防団が共助としてはその役割を果たす意義は非常に大きいと思います。しかし昨今、自主防災組

織としての消防団の存続が危惧されています。地元からのなり手不足、または、勧誘を辞退する若者の声がある中、自治体人口に対する人員確保の実態など消防団の現状や今後のあり方について、取り組み面及び予算面からお尋ねをしたいと思います。

自主防災組織というと、いろいろあるのかなとも思うんですが、今回ある程度地元の消防団って本当大切だと思うんで、消防団イコール自主防災組織の中でもかなりのウエートがあるんだよってという意味合いで、ある程度そこに特化して質問したいと思います。

まず、美浦村のですね、現在の消防団員数と、村民に対する割合を質問いたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

表1をごらんください。

本村の消防団員数の推移は、平成28年度296名、平成29年度279名、平成30年度262名、令和元年度251名、令和2年度230名と、毎年15名程度減少している状況です。

表2をごらんください。

県内における消防団員数及び被用者数の推移についても、平成28年度団員が2万3,441名のうち被用者が1万6,968名、令和元年度団員が2万2,511名、うち被用者が1万6,586名となっており、団員は減少していますけれども、被用者、いわゆるサラリーマンの割合が増加しており、令和元年には74%になっています。勤務先が地元から離れると、勤務時間中の活動が困難になってきます。

令和2年6月11日現在の県統計課調査人口及び令和2年4月1日現在の団員数をもとに算出しますと、人口に対する消防団員数の割合は、美浦村が1.58%、団員一人当たりの人口は63.10人、近隣自治体ではそれぞれ、稲敷市3.12%、32.04人、阿見町0.59%、168.80人、河内町3.45%、28.97人となっております。

以上、塚本議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） ありがとうございました。

以前、消滅限界の自治体云々なんていうのが発表されたことがありましたけども。ねえ、消防団も本当に年に十数人、15人から20人くらい減っていくとまあ、そういうことはないと思いますけど、何十年後にゼロじゃないですけどね。自主防災で違うものが出てくるのかわかんないんですが、美浦村の状況というのはわかりました。本村の消防団員の数、また近隣の状況は非常に説明等々でもありました、わかりました。県内の消防団員も減っているようですし、美浦村だけじゃないんだなっていうのをわかったところでございます。

それでは、国や県で市町村ごとの消防団員数の定員や、目標人数というのは決めているのでしょうか。

また、被用者、いわゆるサラリーマンの割合が増加しているとのことですが、団員

になるのに職業の制約、例えば常勤の公務員、例えば学校の先生やっているんだけども消防団員どうぞとかですね。団員になるための職業の制約等々、兼業などの問題ですね、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 塚本議員の質問にお答えいたします。

消防団員の数で、国や県の定員、目標の人数があるか、また公務員など兼任の制約はあるかとのご質問です。

村の消防団員の定数は、「美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例」に320名とあります。これは国や県の計画、目標があつての数ではなくて、これまでの活動状況により村で定めた数になります。市町村ごとに、実情により定めています。

消防団員の常勤の公務員との兼任ですが、本来の業務に特段の支障がない限りは入団に問題はありません。総務省消防庁からは、地域防災の要である消防団員の確保について優先課題として取り組む必要があるとの認識のもと、公務員の入団の推奨を図ってきています。

以上、塚本議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） ありがとうございました。

私が地元で入ったっていうのはもう約30年ぐらい前の話なんで、そのころとは変わりましたね。学校の先生が来て、近所の先生が来て、公務員だからから入れないよねという話だったんですけど。こっちもあんまりよくわからない、その時わかんなかったんですけども、実際にはもう推奨している。これだけ人数の320から230ぐらいに来年度しますよという人数、そんな減っちゃって大丈夫なんですかっていう、よっぽど、またちょっと聞きたいところなんです。公務員の方々、先生方も含めて、入られるっていうのは、今確認しましたので、それはある程度いいことだなと思います。

それでは次に、各分団に対しての報酬や手当、維持管理、経費などですね。その辺はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

消防団の予算についてご質問をいただきました。

本部を除く分団の団員には、1人年額役職に応じて5万500円から1万2,000円の報酬がありますので、分団員数に応じて各分団に支給しています。また、分団長会議等の会議では1人1回700円、訓練は1人2,000円、災害発生時には状況に応じて1分団5,000円から1万円を、参加人数、出動回数により支給しています。

作業の際に着用する活動服、半長靴——長靴ですけれども、等は村からの支給になります。また、消防自動車の維持管理経費は、全て村で負担しております。

以上、塚本議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） ありがとうございました。

先ほどですね、今予算面どのようにつくかという部分は納得したところでございます。それで先ほど、要するに、消防の団員数っていうのは年々減少してきているんですよっていう答弁でございましたんで、若者たちのいろんな声、反響もさることながらですね、以前に、私ども議会の視察で、これはあくまでもどちらかというと防災市というイメージで、市を挙げて取り組んでいるんですよっていうようなところで、おっと感心した部分があるんですが、実は四国の松山市に私ども施設に参りまして、その後だったのかどうか、この松山市っていうのは非常に機能別消防団員っていうような制度があるらしくて、要は何ていうんでしょうね、市内の事業所であつたり勤務者や大学生が活動しているということのようです。このような制度も村で検討して、団員をふやすという意味ではいいのかなと。私なんかもう27から34までですから、団を退いて25年ぐらいになるんですけど、やっぱり地域のためにも、OBという形ですけども、足りないんだつたら出ていきますよっていう意気込みはあるので、その辺も含めて、この機能別消防団員の制度っていう、松山市でやっておるんですが、その辺を検討してもらえるといいのかなと思います。

また、消防団に入団しない方もいると思いますけれども、人口減少によって消防団に入団するような年齢のほうも減っているわけですが、入団しない理由はどのようなことなのでしょう。

あと、消防団員には定年があるのか。以前、継続というか団員何十年なんて表彰されてる覚えがありますが。今後、消防団の組織や人員確保をどのようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

消防団に入らない理由、定年、今後の組織、人員確保の方向性の質問をいただきました。

消防団員数の減少及び人員確保は、本村だけではなく全国的な課題です。なり手世代の人口自体が減少していることや地域の関係の希薄化、団員の被用者比率の増加などで、消防団の維持までもが困難になってきております。また、消防団員数が減少することに伴い、現在活動していただいている消防団員の負担が大きくなり、特に訓練期間が長い操法大会への出場など、そのことで、新たに入団することを辞退されるといった事例も聞いてございます。

現在、消防団では、団員の負担軽減のため訓練及び活動の見直しを行い、団員数の確保を図っています。具体的には、出場分団ごとに異なる実情に即した期間で操法大会訓練期間を設定・削減することや、消防出初式の式礼の簡略化、火災対応の作業緩

和などがございます。また、消防団の分団編成を行い、分団構成員数のバランスを見直しております。松山市を初め他自治体の事例として「機能別消防団」という組織があり、これは、時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する組織です。消防団員に定年の制度はありません。今後、機能別消防団を設置し、先ほど被用者、サラリーマンが多いと申し上げましたとおり、勤務時間中の活動は難しい方々が多いことから、経験豊富な消防団員ＯＢの方々のご協力をいただくことで、大規模災害に備えることを検討しております。

消防団の組織としては、現在分団数は10で、さらに分団の中に部がありまして18部で編成していますが、分団員からも意見を聞きながら検討を進めてきており、これを令和3年度より12分団へ再編をしたいと考えております。

団員定数の320名も、令和2年度の230名程度に改正したいと考えております。

消防団運営については、全国的に大変厳しい状況となっておりますので、村では地域の実情に合わせながら、よりよい組織になるよう努力をしていきたいと考えております。

以上、塚本議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○7番（塚本光司君） ありがとうございます。

先ほどもありましたけど、令和2年度の230名程度に改正っていうふうな流れですけども、10分団から12に編成し直すということは、1分団のテリトリー見る部分は多分、軽くなるのかなと。ただ人数が減るっていうことは、ちょっとその辺どうなのかなと。バランスがあると思うんですが、その辺、ちょっと緻密というかよく調べてですね、どうなんだろうかっていうふうなのは、お願いできればと思います。

やっぱり今部長からあったようにね、時代の違い、周り近所のつき合いであるとか、人間関係の希薄化ですね。私らがいた30年代、必ず長男坊入れの世界で、オッケーって世界で生きてきたもんですから、今はそれと近く……勤務先が遠いというのもあるでしょうし、それとあと、都市部から居住してきた方、引っ越ししてきた方っていうのは、都市部ではもう本部の、ここと言えばあそこの……大きいあの消防……いなほ消防署でしたっけ。そこから来て消すのが消防署でしょうと。地元の分団って何だかそれっていうのがやっぱりあって、新たな人はいます。

消防団で結局地元の、自分の地区だったら消すけど、よそまで行って、よし行くぞという部分が多いんで、実際は本部から来て最初消すっていう部分。ただし、そこへ今度駆けつけてみんなで次の日、または2日まで、まだくすぶっている、火がまた出てこないかというのをやっているんですよ。それがやはり人間関係が希薄になってくると、全部それを燃えたおうちの人がやらないといけない。ここにいる皆さんご存じだと思うんですけど、そういうことが、それ以外でも例えば、霞ヶ浦で水難事故があれば消防駆けつけて一緒に作業したり……都会から来た人だとわからない部分があ

るんです。消防なんて何やってるんだそれっていうイメージ。今回私がこの質問をしたのもネット等々で調べていたら、消防団はクズだなんていうトークがあったもんだから何こいつと思って。知らない人でやっぱりそういうふうにいる人もいるだろうし、実際に地元で貢献しようという人は頑張ってやってるところですね。そういう投稿でちょっとガックリきた部分があって、質問した部分があります。

最後になりますけども、本来地域のこことっていうのは地域で決めて、地域の安全というのは自分たちで守るものだと思います。皆さんもそう思っていると思います。足りないところ、または力の及ばない部分をですね、行政がカバーしてくれるんだよってところが本当は、本来の姿なのかなあ、地域防災はなあと思っています。天災は忘れたころにやってくるとは言いますが、もう8回ぐらい続いている村の防災訓練もちょっと人数等々、当日来た云々を思うとちょっと私も、大丈夫なの。まあ、ここは平和なところなのではないものもありますけども、地元の消防団の存続っていうのは、うまく防災等も含めて地元のために貢献できるようにお願いできればなあと思います。行政は大変だと思いますが、人数確保ちょっとよろしくお願い申し上げます。

質問のほうは以上で終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時10分より再開をいたします。

よろしくお願いします。

午後零時14分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○4番（松村広志君） 4番議員の松村です。

通告書に従って質問させていただきます。

初めに、新型コロナウイルスの被害に遭われた方々、並びにそのご家族の皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。

また、日々厳しい環境の中、対応に取り組んでいただいている医療従事者を初め、関係する皆様に深く感謝を申し上げます。

しかしながら、時に心ない差別の言動などに、どれほどつらい思いをなされたことであまりしょうか。

それでは、シトラスリボンプロジェクトについてお尋ねいたします。

ウイルス感染者や医療従事者への差別をなくすために、愛媛県から始まったプロジェクトです。シトラスとは、同県の代名詞である柑橘類のこと。「地域」「家庭」

「職場や学校」を象徴する三つの輪でリボンを作り、思いやりを表現しながらその輪を広げる運動であります。今、コロナ禍から生み出された偏見と差別が人々の良心と良識を駆逐しております。

誰がいつ感染してもおかしくない日常の中、地域や社会に信頼と笑顔の暮らしを失ってはならない。「ただいま」「おかえり」「お疲れ様」そして「ありがとう」と誰もが気楽に言い合える、受けとめる空気であってこそ安心・安全が守られる社会と言えるのではないかと。今、この運動が多くの共感を呼び、同県はもとより、全国的な広がりを見せております。

本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

現在、新型コロナウイルスに感染した方、既に感染から回復された方、医療従事者やそのご家族等に対する心ない言動や不当な扱いなどが問題になっております。

「シトラスリボンプロジェクト」とは、こうした偏見や差別をなくし、思いやりある暮らしやすい社会を目指そうと、愛媛県の市民グループが始めた活動で、全国に広がっている取り組みと認識しております。

新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見に基づく差別はあってはならないことであり、本村におきましても、このような偏見、差別をなくすための取り組みであるこの運動の趣旨について、啓発活動を実施していきたいと考えます。

現在も村ホームページの新型コロナウイルス感染症関連のページで、「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」として、新型コロナウイルス感染症に感染した方や治療にあたる医療従事者、社会機能の維持にあたる方、ご家族等への不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷をなくすよう呼びかけ、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないよう、公的機関が提供する正しい情報に基づく冷静な行動をお願いしております。また、不当な差別的取り扱いの解消に向けた啓発チラシの配布なども行っております。

今後も、人権への配慮につきまして、さらに広く、お知らせできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

現在、世界中に猛威を振るう感染症。科学や医療が未熟な時代には、これらは鬼の仕業と信じられていたようです。そのための、鬼退治の物語も幾つか存在いたします。また、ある専門家によれば、私たち日本人になじみ深い「鬼は外」は、「感染症は出ていけ」との意味だったとされています。

鬼といえば、平気で人を食い散らし、悪行の数々をこなす化け物と思われており、

そこで登場するのが、鬼退治。特に桃太郎が有名ですが、もっとなじみ深いのは、あの桃太郎侍ではないでしょうか。同時に、高橋英樹さんの名ぜりふが心によみがえります。「一つ、人の世生き血をすすり、二つ、不埒な悪行三昧、三つ、醜い浮世の鬼を、退治してくれよう桃太郎」。でも、ここで退治されるのは化け物の鬼ではなく、心醜い悪党たちでした。ことしはさらに、鬼退治の物語「鬼滅の刃」が大ブームとなっており、その勢いは国内にとどまらず海外にも及んでいるようです。ただ、人気の秘密は単なる勧善懲悪の話ではないと考えられます。そこには、かつて同じく人間であった鬼が、それまでにたどるさまざまなエピソード。はかり知れない悲しみや社会への絶望、欲望や執着、そして鬼となり闇夜に永遠にむさぼり生きていく性。なぜ鬼は存在し、生き続けるのか。不安とストレスに覆われた社会に問いかける。

時に、鬼のような形相で他人を攻撃してやまない人々の姿が、私には鬼と二重写しに見えます。また、戦や争いが絶え間なく続く世界は果たして、どこまでが人の世でどこからが鬼の世なのか。

鬼滅の刃にはこんなせりふがありました。「どんな時も、あんたからは不満の音がしてた。心の中の幸せを入れる箱に穴が開いてるんだ。どんどん幸せが零れていく。その穴に早く気づいて塞がなきゃ満たされることはない。」

スコットランドの有名な民衆詩人、ロバート・バーンズは、幸福についてうたっている。「もし幸福（さいわい）が其の座と中心を胸に持っていなかったならば、賢かろうと、金持ちだろうと、偉かろうと、到底幸福（さいわい）ではあり得ない。財宝も、快樂も、長く私どもを幸福にはせぬ。心こそ、常に人の幸不幸を定める器官だ。」

心の一法より国土世間も出来る事なり。

日々、福は内と穏やかに過ごしたいものです。

以上で、一つ目の質問を終わります。

続いて、SDGs（持続可能な開発目標）16について伺います。

1760年代に始まった「産業革命」以降、大量生産・大量消費という文化にどっぷりつかった我々人類は、昨年末より発生した新型コロナウイルス禍への対応で健康・命と経済の間で大きく揺り動かされております。また、コロナ禍や相次ぐ自然災害は、特に弱者に大きな打撃を与えております。

そんな今こそ、SDGsの価値感である「環境や社会を考慮したサステナブル（持続可能）な経済開発」と「誰も置き去りにしない」との理念の重要性が高まっていると言えます。

改めて、このSDGsの特徴は三つあります。

一つ、普遍性。コロナ禍が気づかせたのは、グローバル化が想像以上に進んでいるという現実です。SDGsは、開発途上国と先進国に共通する世界の課題に目を向けさせてくれます。

二つ、不可分性。コロナ禍での健康と経済のように、さまざまな課題は相互に密接

にかかわり合っています。SDGsは、全体を俯瞰する視点を提供してくれます。

三つ、変容性。改善の積み重ねだけでは、よき未来は築けません。

SDGsは、革新的な思考や技術なくしては達成できないアグレッシブな目標を掲げています。

今回の質問は目標16、特にターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及び拷問を撲滅する」とある中、特に児童虐待への取り組みについてお尋ねいたします。

全国の児童相談所の対応件数は、昨年2019年度は19万3,780件、速報値では、実に前年度比21.2%増となっている。

最多は心理的虐待で10万9,118件（56.3%）、続く身体的虐待が4万9,240件（25.4%）、次いでネグレクト3万3,345件（17.2%）、そして性的虐待2,077件（1.1%）と続く。

その中、全国で約4万5,000人の子供が家を離れて暮らしている。さらに近年では、SNSを使った犯罪が急増。コロナ禍の外出制限で子供たちの居場所が変化し、問題が発見されにくくなっていると専門家は警鐘を鳴らしている。

本村の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

子供に対する虐待の対応につきましては、令和2年度より、保健センターにおいて、相談員を配置して行っております。児童福祉法に規定されている虐待を受けている子供等の支援対象児童等については、土浦児童相談所を初め、保育所、幼稚園、小中学校、子育て支援センター等の関係機関と連携し、状況確認を定期的に行っております。

茨城県における児童虐待の状況ですが、令和元年度の虐待相談件数は3,181件となっております。本村を管轄する土浦児童相談所の相談件数は1,116件で、そのうち本村の相談件数は16件となっております。土浦児童相談所を含め茨城県の虐待相談件数は、ここ5年間で増加傾向にありますが、本村におきましては、平成28年度の26件が一番多い件数となっております。

本村の今年度の状況は、12月1日現在で8件となっております。いずれも今年度の新規の案件ではなく、前年度から継続してかかわっている案件となっておりますので、新型コロナウイルスによる影響は少ないものと考えております。

新型コロナウイルス感染症に対しては、感染対策を行い、訪問による状況確認におきましても、必要時には子供の様子を見て確認をしております。また、学校、幼稚園、保育所等の関係機関におきましては、担任の先生や保育士が毎日の服装や子供たちの状況から、コロナ感染症対策での毎朝の体温確認・体調確認から、虐待につながる状況の有無について確認する手がかりとしております。

今後におきましても、関係機関と協力、連携を図り、また、村民の皆様にも子供たちを守る目になっていただきますようお願いをしながら、地域全体で虐待から子供た

ちを守れるよう、継続的に虐待防止に努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

本村の素晴らしいお取り組みに感謝いたします。

フランスの著名な神学者、パリのカトリック大学のデニス・ジラ博士は、自身の活動を通して、こう語りかけています。「若き日に、『闇を嘆くより、一本のろうそくに火をともしよう』と掲げて、運動を起こしました。世界に対して何をしていいかわからない時でも、小さなことから始めようという思いからでした。（略）世界を変えることはできないと嘆くのではなく、小さいと思えることから、行動を始めることが大切です。」そして、「たとえ一本のろうそくであっても、多くの人々が火をともしれば『大きな光』となる」と。

また、南開大学の紀 亜光教授は「私たちは今、どのような未来を選択するのか、重要な岐路に立たされています。科学技術の進歩に伴う文化交流の活発化により、世界を身近に感じることができる“地球村”が確立された一方、かつてないスピードで発展する社会では、一人一人の人間の価値が軽視され、孤独感や無力感をはじめとする“現代病”が蔓延しています。文明間の衝突に象徴されるような一国主義、利己主義が台頭し、人類全体が大きな共通の危機に直面しているのです。」と指摘。そして、「このような時代においては、調和と共生の理念を一貫して堅持し、その実現のために行動を貫くこと」の必要性を強調されております。

質問の最後に、世界的教育者の箴言をご紹介します。

「みずからのルーツを索（もと）めて 社会は千々に分裂し 隣人と隣人が袂を分かちゆかんとするならば さらに深く 我が生命の奥深く 自身のルーツを徹して索めよ （略） そのとき 君は見いだすにちがない 我らが己心の奥底に 厳として広がりゆくは 『地涌』の大地――と！」地涌とは、地から湧き出づると書きます。「その大地こそ 人間の根源的実在の故郷 国境もなく 人種・性別もない ただ『人間』としてのみの 真実の証の世界だ “根源のルーツ”をたどれば すべては同胞！ それに気づくを『地涌』という！」

以上、ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

これをもちまして、一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時29分 散会

**令和２年第４回
美浦村議会定例会会議録 第３号**

令和２年１２月１８日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第１号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 議案第２号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第３号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第４号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第５号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第６号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第７号 令和２年度美浦村一般会計補正予算（第７号）
- 議案第８号 令和２年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 議案第９号 令和２年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
- 議案第１０号 令和２年度美浦村水道事業会計補正予算（第２号）
- 議案第１１号 令和２年度美浦村下水道事業会計補正予算（第２号）
- 閉会中の所管事務調査について

１．出席議員

１番	下村宏君	２番	山崎幸子君
３番	北出攻君	４番	松村広志君
５番	葉梨公一君	６番	小泉嘉忠君
７番	塚本光司君	８番	岡沢清君
９番	飯田洋司君	１０番	林昌子君
１１番	小泉輝忠君	１２番	沼崎光芳君

１．欠席議員

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者

村長 中島栄君

教	育	長	富	永	保	君
総	務	部	長	平	野	芳
保	健	福	祉	部	長	吉
経	済	建	設	部	長	濱
教	育	次	長	木	鉛	昌
総	務	課	長	青	野	克
企	画	財	政	課	長	菅
					野	眞
						照
						君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	正	慶	將	暢
書					記	木	村	弘	子
書					記	滝	口	弘	士

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和2年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付をしました日程表のとおりいたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第1号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 美浦村後期高齢者医療に関する条例

の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第9号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第10号 令和2年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第11号 令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

コロナ禍の中での議会開催、大変皆様にはお疲れさまでした。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和2年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 塚 本 光 司

署 名 議 員 岡 沢 清

署 名 議 員 飯 田 洋 司